

2018年(平成30年)5月18日(金曜日)

## 子供連れ去り巡るハーグ条約

# 日本を「不履行国」認定

米国務省

【ワシントン＝時事】

米国務省は16日、国際結婚破綻時の子供連れ去りに関する年次報告を公表し、日本を連れ去り問題の解決手続きを定めた「ハーグ条約」に基づく義務の「不履行国」に認定した。日本が認定されるのは、同条約に加盟した2014年以降で初めて。条約順守を求める圧力が

高まる可能性がある。

年次報告は日本に關し、連れ去りが報告された子供の数が14年以降で44%減少するなど「重要な前進があった」と指摘。連れ去り防止や当事者間の仲介で、日米両政府の「強力かつ生産的な関係が、問題解決を後押ししてきた」と一定の評価を示した。

一方で、子供の返還を

命じる司法判断が outcome 「命令を執行する効果的手段がない」ことを問題視。その結果、連れ去り事案のうち22%は解決に1年超を要し「執行プロセスが過度に長期化している」と記した。

今年の報告では中国、インド、ブラジル、アルゼンチンなど、日本を含め

計12カ国が義務不履行国として記載されている。

日本にいる息子の返還を求めるジェフリー・モアハウスさんは年次報告を受け、取材に「日本政府が自国の司法判断を執行できない現状の改革に取り組む機会になる」と期待を示した。娘との再会を願うポール・トローンドさんは「日本は家族に関する法律制度を見直す必要があるし、子供が、離婚した親の両方を知り愛する権利についても、見方を改めてほしい」と語った。